

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第5区分  
 【発行日】令和6年3月7日(2024.3.7)

【公開番号】特開2022-149890(P2022-149890A)  
 【公開日】令和4年10月7日(2022.10.7)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-185  
 【出願番号】特願2021-52227(P2021-52227)  
 【国際特許分類】

**B 6 0 B 3 5 / 0 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )**

**F 1 6 C 1 9 / 1 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )**

10

【F I】

B 6 0 B 3 5 / 0 2 L

F 1 6 C 1 9 / 1 8

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月28日(2024.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内周に外輪軌道面を含み、相手部材に組み付け可能な外方部材と、  
 外周に内輪軌道面を含み、前記外方部材の内周側に対向する内方部材と、  
 前記外輪軌道面および前記内輪軌道面の間に配置される転動体とを備え、  
 前記外方部材は、取付フランジが前記外方部材と一体として含まれるリブ部と、前記リブ部以外の非リブ部とを含み、

前記取付フランジは、前記外方部材の周方向に関する一部において、前記非リブ部に対して径方向に突起するように含まれ、

30

前記リブ部と前記非リブ部との双方において、前記外輪軌道面に隣接するファイバフローが、前記転動体との接点における前記外輪軌道面の接線との間でなす角度としてのファイバ角が均一である、車輪用軸受装置。

【請求項2】

前記リブ部と前記非リブ部とを併せた前記ファイバ角のばらつきは10°以下であり、前記リブ部での前記ファイバ角と、前記非リブ部での前記ファイバ角はいずれも15°以下である、請求項1に記載の車輪用軸受装置。

【請求項3】

前記外方部材には、軸方向に沿って複列の前記外輪軌道面が含まれ、  
 前記複列の外輪軌道面において、前記リブ部と前記非リブ部とを併せた前記ファイバ角のばらつきは10°以下であり、

40

前記複列の外輪軌道面において、前記リブ部での前記ファイバ角と、前記非リブ部での前記ファイバ角はいずれも15°以下である、請求項2に記載の車輪用軸受装置。

【請求項4】

前記外方部材の全周において前記ファイバ角が均一である、請求項1～3のいずれか1項に記載の車輪用軸受装置。